

利用団体代表者 様

国立信州高遠青少年自然の家 所長 梅津 孝一

ご利用に際するガイドライン

新型コロナウイルス感染防止につきましては、当施設では利用者の皆様の安全を第一に考え、団体の皆様に下記の項目に同意していただいた上でのご利用をお願いしております。団体代表者様には、利用者の健康確認や事前説明等お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、当施設としましてもできる限りの対策を講じておりますが、リスクを完全に回避することは不可能であることをご理解いただいた上で、ご利用していただきますようお願いいたします。とりわけ、高齢者の方や持病のある方につきましては、慎重なご判断をお願いします。

記

1 利用者の受入れをする条件

利用者の居住地または長野県、伊那市において、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されていないこととします。

ただし、上記の場合であっても、以下の団体については受入れをします。

- ・管轄の市区町村教育委員会が許可した学校団体
- ・抗原検査等で参加者全員の陰性が証明できる団体
- ・県内の市町村が主催する大会・イベント等への参加が認められている団体

なお、滞在中に新型コロナウイルス感染症の疑いがみられる利用者が生じた場合は、医療機関を受診していただき、陽性であれば、当該者には速やかに退所していただきます。

2 利用申込みからご利用日まで

- (1) 本ガイドラインについて、ご同意いただいた上でお申込みください。なお、申込み後は、貴団体の利用者全員への周知をお願いします。
- (2) 利用者全員について、利用日の7日前から利用日の朝までの間、発熱や息苦しさ、咳・咽頭痛などの症状、体調不良の有無等についてご確認いただき、該当する症状があった方は、あらかじめご利用を控えていただきますようお願いいたします。必要に応じて、「【別紙1】健康チェック表」をご利用ください。
- (3) 体温計やマスク、ハンカチは、個人または利用団体で用意しご持参ください。

3 キャンセルまたは受入れできなくなった場合の食事料金について

食事をする日の1週間前の17時を過ぎてのキャンセル及び人数変更については、食堂利用を含むすべての食事において、キャンセル料として食事料金をいただきます。なお、利用者の居住地や長野県、伊那市に国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出された等の理由によって、受入れができなくなった場合でも、利用者には食事料金をご負担いただきます。

4 利用期間中

(1) 施設での対応は以下のとおりです。

- ①研修室や宿泊棟、風呂の利用については、可能な限り他団体と接触がないようにプログラムを調整します。
- ②複数団体が集合して行う朝・夕のつどいは、身体的距離の確保を留意した上で実施します。なお、利用団体から不参加の申出があった場合は考慮します。
- ③団体の退所後には、使用した宿泊棟や研修室、トイレなどをアルコール等で消毒をします。

(2) 利用者に協力していただくことは以下のとおりです。

- ①館内におけるマスクの着用。(着用については個人の判断に委ねます)
- ②丁寧な手洗いや消毒。(入り口や研修施設、宿泊棟のアルコール消毒液をご利用ください。)
- ③研修室や宿泊棟において可能な範囲での対人距離の確保と定期的な換気。
- ④個室トイレを使用する場合は、便座を消毒してから使用し、ふたを閉めて水を流す。
- ⑤食堂や研修室を使用後、テーブル、椅子、アクリル板等の消毒。

(3) 代表者へお願いすることは以下のとおりです。

- ①活動中及び朝晩の健康観察時に、発熱等の体調不良や感染の疑いがある利用者が生じた場合は、速やかに事務室へ連絡してください。
- ②当該者は、保護者等の送迎にて、帰宅または保健所の指示に従って医療機関を受診してください。
- ③代表者は常に携帯電話を持参し、夜間でも緊急の連絡がとれるようにしてください。また、当該者の受診結果が分かり次第、事務室へ連絡してください。

5 退所後

退所後5日間以内に団体内で感染が確認された場合は、当施設(0265-96-2525)までご連絡ください。保健所から求めがあった場合は、宿泊者名簿を提出するなど調査に協力します。

6 その他

本ガイドラインは更新されることがあります。最新情報についてはHP等で確認してください。

令和5年3月9日更新・令和5年3月13日施行